

議員提出議案第7号

大庭祥照議員に対し反省を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年9月27日

所沢市議会議長 島田一隆様

提出者	所沢市議会議員	粕谷不二夫
賛成者	同	末吉美帆子
同	同	中井めぐみ
同	同	矢作いづみ
同	同	長谷川礼奈
同	同	川辺浩直
同	同	大石健一
同	同	亀山恭子
同	同	中毅志
同	同	入沢豊
同	同	大館隆行

大庭祥照議員に対し反省を求める決議

当市議会は、平成23年に、市議会議員の責務と行為規範を定めた「所沢市議会議員政治倫理条例」を制定し、議員の政治倫理の確立を図ってきたところである。

この度、大庭祥照議員が公職選挙法の規定に抵触する寄附行為を行い、公職選挙法等の厳守や行為規範を定めた同条例第5条の規定に違反したことは誠に遺憾であり、議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものである。

もとより、市民の負託に応える議員は、いかなる疑惑を持たれぬよう常に自らを厳しく律しなくてはならない。

よって、大庭祥照議員、自らの政治的・道義的責任を明確にするとともに、市民の信頼を失墜させる行為に対し、強く反省を求めるものである。

以上、決議する。

令和5年9月27日

所 沢 市 議 会